

## 職員の給与等に関する報告及び勧告にあたって

本日、相模原市人事委員会は、相模原市議会及び相模原市長に対し、本市職員の特別給の改定を勧告しました。

人事委員会による給与勧告制度は、職員の労働基本権制約に対する代償措置として、地域の民間従業員等との均衡を考慮し、社会一般の情勢に適応した適正な職員の給与等勤務条件を確保する機能を有するものです。

本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、勧告の基礎となる民間給与の実態調査を例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施いたしました。

先行して実施をいたしました、特別給等に関する調査結果をもとに、本市職員と市内民間従業員の特別給について精確な比較をしたところ、民間従業員の年間支給月数が本市職員の年間支給月数を0.04月分下回ったことから、年間0.05月分の引下げを勧告いたしました。

なお、月例給については、調査結果に基づき改めて必要な報告及び勧告を行うこととしております。

これからも私ども人事委員会といたしましては、地方公務員法の趣旨に則り、中立的・専門的に責任と役割を果たしてまいりたいと考えております。

市議会及び市長におかれましては、本委員会の給与等に関する報告及び勧告に基づいて適切に対応されますよう要請いたします。

市民の皆様におかれましては、本給与勧告制度の意義や役割に深い御理解を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年10月21日

相模原市人事委員会

委員長 谷口隆良